

## 1 基本設計業務概要

### (1) 業務の名称

2025 年日本国際博覧会 休憩所他 設計業務

### (2) 計画施設概要

本業務は、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）から、関係者等含めた要望や条件等を聴取、協議、連携し、2025 年日本国際博覧会における休憩所、展示施設、ギャラリー、ポップアップステージ、サテライトスタジオ、トイレのうち、プロポーザルにより選定された 1 棟の設計業務を行う。

#### ア 施設名称／用途

##### ① 休憩所（全 4 棟）／

来場者の休憩に使用するための休憩所

##### ② ギャラリー（全 1 棟）／

一時的な展示を行うための催事施設

##### ③ 展示施設（全 1 棟 ただし分棟になる可能性あり）／

未来の暮らしや行動を体験できる展示・催事機能や会場運営のための管理機能を有する施設

##### ④ ポップアップステージ（全 4 棟）／

イベント用屋外ステージ

##### ⑤ サテライトスタジオ（全 2 棟）／

放送局の放送用スタジオ

##### ⑥ トイレ（全 8 棟）／

来場者が利用するためのトイレ

#### イ 施設の場所

大阪府大阪市此花区夢洲

### (3) 設計と条件

#### ア 敷地の条件

##### ① 会場全体敷地面積

約 155ha

##### ② 各施設敷地面積

別添「業務対象施設一覧表」記載

#### イ 施設の条件

##### ① 施設の延べ面積

別添「業務対象施設一覧表」記載

##### ② 主要構造

未定

##### ③ 基礎形状

直接基礎（浮き基礎）

※基礎形状の詳細については(6) ウ パビリオンタイプ A（敷地渡し方式）の設計に係るガイドライン【公式参加者用】（2021 年 9 月 9 日公表）を参照すること。

ウ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は、下記を想定している。

- |         |    |
|---------|----|
| ① 構造体   | Ⅲ類 |
| ② 非構造部材 | B類 |
| ③ 建築設備  | 乙類 |

エ その他の設計と条件

契約締結後に受注者にのみ提示

※応募者の内、公募参加資格を有する者には  
施設概要に関する資料のみ提示

(4) 建設の条件

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| ア 工事費（概算額）     | 応募者の内、公募参加資格を有する者に提示 |
| イ 建設工期（工事可能期間） | 2024年1月～2025年3月      |

(5) 履行期間

契約締結日から2023年12月22日（金）まで

基本設計期間（予定） 契約締結日から2023年2月下旬まで

実施設計期間（予定） 2023年3月から2023年12月22日（金）まで

(6) 参考資料

ア 基本計画（2020年12月25日公表）

<https://www.expo2025.or.jp/overview/masterplan/>

イ 夢洲地区のボーリングデータ

<https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000506387.html>

ウ パビリオンタイプA（敷地渡し方式）の設計に係るガイドライン【公式参加者用】（2021年9月9日公表）

エ パビリオンタイプA（敷地渡し方式）のためのBIM要件（2021年9月9日表）

オ 施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン（2021年9月9日公表）

<https://www.expo2025.or.jp/association/maintenance/guidelines-typea/>

※参考資料ウ～オについてはいずれも上記URLより確認できる。

※参考資料オについては今後改訂を予定している。改訂した場合は監督職員より別途通知する。

## 2 基本設計及び実施設計業務内容

(1) 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、その範囲及び内容は次に掲げるところによる。

ア 設計業務に関する一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号に掲げるものを基本とする。

- イ 前項以外の設計業務に関する一般業務の内容は、平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添 1・昭和 54 年建設省告示第 1206 号別表 2 に掲げるものを基本とする。
- ウ 一般業務・追加業務の内容は下記「(2) 業務の仕様」による。

## (2) 業務の仕様

本特記事項に記載されていない事項は、「業務委託共通仕様書」による。

### ア 特記事項の適用

特記事項に記載された項目の中で・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

### イ 本業務における受注者等の資格要件

「公募要領」に記載の参加資格要件による。

### ウ 業務実施体制

受注者は設計業務を受託した場合には、監督員等と業務実施体制について協議したのち、当該業務を履行する。

### エ 企業協賛

一部施設の内装、外装等について企業協賛の可能性がある。詳細は監督職員と調整の上、業務を進めること。

### オ 業務の内容

#### ① 基本設計業務

- 建築（意匠）基本設計
- 建築（構造）基本設計
- 電気設備基本設計
- 機械設備基本設計
- 昇降機設備基本設計
- 上記基本設計に伴う概算算出業務

※概算算出に当たっては概略の数量を算出し、適正な単価を設定の上行う。

※概算算出は一般図確認の時期に先行して提出するものとする。

詳細な算出時期は監督職員と調整の上決定する。

#### ② 実施設計業務

- 建築（意匠）実施設計
- 建築（構造）実施設計
- 電気設備実施設計
- 機械設備実施設計
- 昇降機設備実施設計
- 上記実施設計に伴う積算業務

#### ③ 追加業務

- 透視図作成（アイレベルから外観を表現 サイズ A3、カット数 1）

※計画に伴う検討やパターン提示を含む。

※作成に当たっては監督職員と協議すること。

- 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE-短期使用）による評価書の作成（評価 A 以上）
  - ※施設規模として 300 m<sup>2</sup>以上の施設に限る。
  - ※自己認証による評価とし、認証機関等への申請は不要とする。
  - ・地盤調査
  - ・測量（現況測量・水準測量・埋設管等各種調査）
- 工事発注・施工者選定に向けた資料提供等の協力
- 各種法令・条例の協議に伴う資料作成・提供
- 予算申請に伴う資料作成・提供
- 協会内付議等、上記以外に協会が求める資料の作成支援等
- ④ 法令関係・条例関係（必要な各種協議資料、申請書の作成等）
  - 建築基準法及び建築基準関係規定
  - 建築基準法第 6 条 1 項確認申請手続（構造計算適合性判定、省エネ性能適合性判定又は省エネ計画の申請含む）
  - 建築基準法第 85 条 6 項による仮設建築物許可申請手続
  - 建築基準法第 85 条 6 項及び建築基準法施行令第 147 条による緩和に関する協議等
  - 大阪市建築基準法取扱要領
  - 警察協議（工事中進入路等）
  - 消防協議
  - 下水道協議
  - 水道協議
  - 道路協議
  - 電力、ガス協議
  - ・経済産業省協議
  - 通信インフラ協議
  - 都市計画法に基づく開発許可制度に係る審査基準（都市計画法第 29 条関係）
    - ・大規模小売店舗立地法
    - ・大阪府福祉のまちづくり条例（バリアフリー府条例）
  - ひとにやさしいまちづくり整備要綱に基づく建築物の事前協議（バリアフリー市条例）
    - ・大阪市建築物における駐車施設の附置
  - 大阪市自転車駐車場の附置義務制度
    - ・大阪市駐車場法に基づく路外駐車場の届出
  - 大阪市景観計画
    - ・大阪市中高層建築物の一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置
    - ・大阪市屋外広告物条例
    - ・大阪市建築物総合環境評価制度
    - ・大阪市環境影響評価制度
  - 大阪府温暖化の防止等に関する条例
  - 興行場法
  - その他（必要となる関係者協議支援含む）
    - ※適用となる法令及び条例は設計対象施設の規模や用途による。

## カ 業務の実施

### ① 一般事項

基本設計業務及び実施設計業務は、協会より提示された設計と条件、適用基準類によって開始し、その他設計上必要な条件や順次提示する各種計画について、会議（打合せ）等を通じて自ら聴取し業務を遂行する。

積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行い、その他積算上必要な条件について、会議（打合せ）等を通じて自ら聴取し業務を遂行する。

### ② 会議及び記録

会議（打合せ）は次の時期に行う。

#### ○業務着手時

契約締結後、直ちに本設計業務の詳細工程表を作成し、提出すること。

#### ○協会又は本業務受注者等が必要と認めた時

○本業務に係る下記定例会議を行うため、出席すること。（状況に応じて見直しを行う可能性がある）

#### 01 施設設計定例会議（1回/月開催）

会議は受注者計20名を4グループ（各5名）程度に分け、グループごとに開催する。会議記録は会議に出席した受注者が取ること。

#### 02 プロデューサー会議（適宜開催）

会場デザインプロデューサーと情報共有等を行い、必要に応じて助言を受けること。なお、本会議は協会が主催する。開催予定は下記と通りとする。

基本設計時 3回程度

1回目：基本設計方針確認

2回目：配置図・平面図等一般図確認

3回目：基本設計図確認

実施設計時 2回程度

1回目：配置図・平面図等一般図確認

2回目：実施設計図確認

#### 03 その他調整会議（適宜開催）

本業務受注者は業務の進捗や課題等について協会や別途契約予定の設計者、施工者等と調整を行う。

### ③ 貸与資料

#### ○地盤調査報告書

・現況測量図

#### ○会場基本計画策定調査業務 報告書

#### ○会場基本計画策定調査業務（その2） 報告書

#### ○各種ガイドライン

### ④ 質問回答書の作成

成果物の引渡し後であっても、当該設計に関する質問が生じたときは、協会と協議

し、受注者は、原則として無償で質問に対する回答書を作成すること。

⑤ 変更設計、追加設計の実施

積算業務実施後、発注者から提示される目標額を達成しなかった場合、協会と協議の上、受注者は、無償で変更設計、積算業務を行うこと。

⑥ 設計図書への製品名等の記載について

設計図に特定の製造業者による製品名等を記載する場合、「同等品」等を併記し、製品等が限定されない記載とすること。

⑦ SDG s への取組みについて

業務内容、業務推進においてSDG s へ配慮し、業務を進めること。

⑧ 業務に使用する言語

業務においては日本語を使用し、成果物、成果図書、各種会議（打合せ）資料も日本語を用いる。一部資料等において英語等外国語の使用を求められることがあるときは、協会と協議し、作成すること。

⑨ 使用予定の材料等について

使用予定の材料や構造部材等について監督員より詳細情報の提示を求められた場合、カタログや事例等収集等を行ない、監督員に提示すること。

### 3 適用基準類

#### (1) 建築設計業務

適用図書は最新年度版を使用すること。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
  - 建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
  - 建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説（国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所、一般社団法人新・建築士制度普及協会）
  - 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
  - 官庁施設の基本的性能に関する技術基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
  - 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
  - 建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所）
  - 官庁施設の総合耐震計画基準耐震・対津波計画基準（国土交通賞大臣官房官庁営繕部）
  - 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（大阪府）
  - CAD製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省大臣官房技術調査課）
  - 建築設計業務等電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室）
  - 協会より提示する各種ガイドライン
- ※契約締結後改訂した場合は改訂後のガイドラインについても準拠すること。
- 別途協会が指示したもの

#### (2) 設備設計業務

適用図書は最新年度版を使用すること。

- 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- 建築設備設計計算書作成の手引（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- 建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（大阪府）
- CAD製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省大臣官房技術調査課）
- 建築設計業務等電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室）
- 協会より提示する各種ガイドライン
  - ※契約締結後改訂した場合は改訂後のガイドラインについても準拠すること。
- 別途協会が指示したもの

(3) 積算業務

- 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築工事積算基準の解説【建築工事編】（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築工事積算基準の解説【設備工事編】（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築工事内訳書作成要領【建築工事編】（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築工事内訳書作成要領【設備工事編】（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 協会より提示する各種ガイドライン
  - ※契約締結後改訂した場合は改訂後のガイドラインについても準拠すること。
- 別途協会が指示したもの

## 4 成果図書、成果物

(1) 基本設計成果図書、成果物

名 称	提 出 部 数	摘 要
<b>意匠図</b> ○ 表紙及び図面リスト ○ 計画説明書（概要書） ○ 仕上表（内外部の仕上げを記載） ○ 面積表 ○ 案内図・配置図 ○ 平面図（ピット階・R階・屋根伏も含む）	製本1、PDF及びCADデータ	A3

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 立面図（施設全体の外部仕上げが分かるもの）</li> <li>○ 断面図</li> <li>○ 外構図（舗装・植栽・フェンス等の工作物等）</li> <li>○ その他概算算出に必要な図面</li> </ul> <p><b>構造図</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表紙</li> <li>○ 計画説明書（概要書）</li> </ul> <p><b>電気設備図</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表紙</li> <li>○ 計画説明書（概要書）</li> </ul> <p><b>機械設備図（空調換気設備）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表紙</li> <li>○ 計画説明書（概要書）</li> </ul> <p><b>機械設備図（給排水衛生設備）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表紙</li> <li>○ 計画説明書（概要書）</li> </ul> <p><b>昇降機設備図</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表紙</li> <li>○ 計画説明書（概要書）</li> </ul> <p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事費概算書（中項目まで算出）</li> <li>○ 透視図（カラー）</li> <li>○ 各種打ち合わせ議事録（随時提出すること）</li> <li>○ 基本設計説明書（色等提案含む）</li> <li>○ 法令調査報告書・法令手続き経過書</li> <li>○ CASBEE-短期使用 概略計算書</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事工程表</li> <li>○ 仮設計画図</li> <li>○ 基本設計委託成果品の電子データ一式(CD-R)</li> <li>○ その他（協会が求めたもの）</li> </ul>	<p>製本 1、PDF</p> <p>製本 1、PDF</p> <p>製本 1、PDF</p> <p>製本 1、PDF</p> <p>製本 1、PDF</p> <p>原稿 1、電子データ 原図 1、電子データ 原稿一式、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ</p> <p>原稿 1、電子データ 原図 1、PDF 及び CAD データ C D 1</p>	<p>施設敷地内について作成</p> <p>A 3</p> <p>A 3</p> <p>A 3</p> <p>A 3</p> <p>昇降機設備がある場合 A 3</p> <p>概略の数量が分かるもの 追加業務に記載のもの</p> <p>ガイドラインによりランク A以上の仕様とする。自己認 証による評価とし、認証機 関等への申請は不要とす る。</p>
---	--	--

※いずれも施設敷地内について作成する

※提出する成果図書、成果物は設計内容により監督職員と協議する。

(2) 実施設計成果図書、成果物

名 称	提出部数	摘 要
<p><b>意匠図</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表紙及び図面リスト</li> </ul>	製本 1、PDF 及び CAD データ	A 3

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画説明書（概要書）</li> <li>○ 特記仕様書</li> <li>○ 工事区分表</li> <li>○ 仕上表（内外部の仕上げを記載）</li> <li>○ 面積表及び求積図</li> <li>○ 案内図・配置図</li> <li>○ 平面図（ピット階・R階・屋根伏も含む）</li> <li>○ 立面図（施設全体の外部仕上げが分かるもの）</li> <li>○ 断面図</li> <li>○ 矩計図</li> <li>○ 展開図</li> <li>○ 天井伏図（各階）</li> <li>○ 平面詳細図（各階）</li> <li>○ 部分詳細図</li> <li>○ 建具表及びキープラン</li> <li>○ 法規チェック図（防災計画色分け）</li> <li>○ 法規チェックリスト</li> <li>○ 外構図（舗装・植栽・フェンス等の工作物等）</li> <li>○ その他工事積算に必要な図面</li> </ul>		
<p><b>構造図</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表紙及び図面リスト</li> <li>○ 計画説明書（概要書）</li> <li>○ 特記仕様書</li> <li>○ 構造基準図</li> <li>○ 各階伏図</li> <li>○ 軸組図</li> <li>○ 部材断面リスト（2次部材も含む）</li> <li>○ 雑詳細図</li> <li>○ 構造計算概要書</li> <li>○ その他工事積算に必要な図面</li> </ul>	製本1、PDF 及び CAD データ	施設敷地内について作成  A 3
<p><b>電気設備図</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表紙及び図面リスト</li> <li>○ 計画説明書（概要書）</li> <li>○ 特記仕様書</li> <li>○ 工事区分表</li> <li>○ 各種機器表・器具表・器具姿図</li> <li>○ 各種系統図（幹線・動力電灯・情報通信・トイレ呼出設備・警報設備・防災設備等）</li> <li>○ 各種平面図（幹線・動力電灯・情報通信・トイレ呼出設備・警報設備・防災設備等）</li> <li>○ 屋外設備図</li> <li>○ 工事費概算書</li> <li>○ 各種計算書</li> <li>○ その他工事積算に必要な図面</li> </ul>	製本1、PDF 及び CAD データ	A 3
<p><b>機械設備図（空調換気設備）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表紙及び図面リスト</li> </ul>	製本1、PDF 及び CAD データ	A 3

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画説明書（概要書）</li> <li>○ 特記仕様書</li> <li>○ 工事区分表</li> <li>○ 各種機器表</li> <li>○ 各種系統図（空調設備・換気設備）</li> <li>○ 各種平面図（空調設備・換気設備）</li> <li>○ 各種計算書</li> <li>○ その他工事積算に必要な図面</li> </ul>		
<p><b>機械設備図（給排水衛生設備）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表紙及び図面リスト</li> <li>○ 計画説明書（概要書）</li> <li>○ 特記仕様書</li> <li>○ 工事区分表</li> <li>○ 各種機器表</li> <li>○ 各種系統図（給排水衛生設備・消火設備・熱供給設備）</li> <li>○ 各種平面図（給排水衛生設備・消火設備・熱供給設備）</li> <li>○ 屋外設備図</li> <li>○ 各種計算書</li> <li>○ その他工事積算に必要な図面</li> </ul>	製本1、PDF 及びCAD データ	A 3
<p><b>昇降機設備図</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表紙及び図面リスト</li> <li>○ 計画説明書（概要書）</li> <li>○ 特記仕様書</li> <li>○ 工事区分表</li> <li>○ 昇降機平面図</li> <li>○ 昇降機断面図</li> <li>○ 部分詳細図</li> <li>○ その他工事積算に必要な図面</li> </ul>	製本1、PDF 及びCAD データ	昇降機設備がある場合 A 3
<p><b>積算図書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事費内訳書</li> <li>○ 数量調書（拾い図、拾い表等含む）</li> <li>○ 見積書（見積比較表含む）</li> <li>○ 材料等仕様一覧表</li> </ul>	製本1、PDF	A 3
<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 透視図（カラー）</li> <li>○ 各種打ち合わせ議事録（随時提出すること）</li> <li>○ 実施設計説明書（色等提案含む）</li> <li>○ 各種申請図書一式</li> <li>○ 各種設備計算書</li> <li>○ 法令調査報告書・法令手続き経過書</li> <li>○ CASBEE-短期使用 環境配慮計画書（CASBEE 評価書）</li> </ul>	原図1、電子データ 原稿一式、電子データ 原稿1、電子データ 原稿1、電子データ 原稿1、電子データ 原稿1、電子データ 原稿1、電子データ	追加業務に記載の物       ガイドラインによりランク A 以上の仕様とする。自己認証による評価とし、認

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事工程表</li> <li>○ 仮設計画図</li> <li>○ 実施設計図の3D データ</li> <li>○ 実施設計委託成果品の電子データ一式(CD-R)</li> <li>○ その他（協会が求めたもの）</li> </ul>	<p>原稿1、電子データ 原図1、PDF 及びCAD データ 電子データ</p> <p>CD 1</p>	<p>証機関等への申請は不要とする。</p> <p>IFC形式及びNative ファイル（テキスト情報含む）</p>
--	--	--

※いずれも施設敷地内について作成する

※提出する成果図書、成果物は設計内容により監督職員と協議する。

※実施設計図の3D データについては、外装、内装の検討、及び博覧会のプロモーションとしての使用を想定する。

### (3) 成果図書・成果物作成に当たっての留意事項

ア 図面の縮尺等詳細については、監督職員と十分に協議すること。

イ 提出時期について、4（1）は基本設計終了時、4（2）は実施設計終了時を予定する。詳細については、監督職員と協議すること。

ウ CADデータの保存形式及びレイヤー構成等については、業務着手時に監督職員と協議すること。

エ 電子データは監督職員の求めに応じて、随時提出すること。

オ 業務を進める中で本業務とその他の業務の間における工事区分等に対して疑義が生じた場合には、必ず監督職員と確認をし、記入漏れ等がない様注意すること。

### (4) 基本設計の中間時点における概算算出について

基本設計が進捗した後での大きな手戻りを防ぐため、基本設計の中間時点においても概算の算出を行う。算出方法及び算出時期については監督職員と協議すること。

## 5 その他

本業務の完了後に予定している工事監理業務については、基本設計及び実施設計の業務内容を熟知し、設計意図を踏まえた工事監理業務を行うことが期待できることを理由に本業務受注者と随意契約を行う可能性がある。ただし、本業務の業務遂行状況や工事監理業務の実績等から遂行ができると協会が判断した受注者に限る。